

新しいあいキッズ事業（案）と条例の骨子について
－ パブリックコメント（意見）を募集します。－

平成 25 年 10 月 5 日

教育委員会事務局学校地域連携担当課

パブリックコメント（意見）の提出方法

《意見を提出・提案できる方》

次のいずれかに該当される方

- 区内在住・在勤・在学の方
- 区内に事業所を有する個人・法人・各種団体
- 区内で活動する個人・法人・各種団体

※ 区内在勤・在学の場合は名称とその所在地、代表者氏名、区内で活動する個人などは活動内容も明記

《意見の提出期限》

平成 25 年 10 月 18 日金曜日まで（必着）

《意見の提出方法》

直接または郵送・FAX・Eメールで、以下の事項を明記のうえ提出してください。

- ①郵便番号・住所 ②氏名（ふりがな） ③年齢
- ④電話・FAX 番号 ⑤新しいあいキッズ事業と条例の骨子に関する意見

《提出先》

板橋区教育委員会事務局 学校地域連携担当課 放課後対策担当係（区役所 8 階 5 番窓口）

〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1

電話 03-3579-2637

ファクス 03-3579-2635

Eメール ky-hokago@city.itabashi.tokyo.jp

※ 住所・氏名などは公表しません。

※ 提出された意見に個別の回答は行いません。後日、意見に対する区の考え方を公表します。

1 「あいキッズ事業」の位置付け

あいキッズ事業は、国の「放課後子どもプラン」に基づき、「学童クラブ」と「放課後子ども教室」とを一体的に運営する板橋区版放課後対策事業として、未来ある子どもたちの健やかな成長と多様な体験を通じた豊かな人間性の形成を目指し、地域コミュニティの基盤である小学校において、平成21年度から順次実施しています。

また、板橋区では平成23年1月に区政の実現へ向け、「いたばしNo.1実現プラン2015」と「板橋区経営革新計画」を策定し、あたたかい人づくり、安心・安全など区民の皆様に「板橋区に住んで良かった」と実感していただけるように取り組んでまいりました。

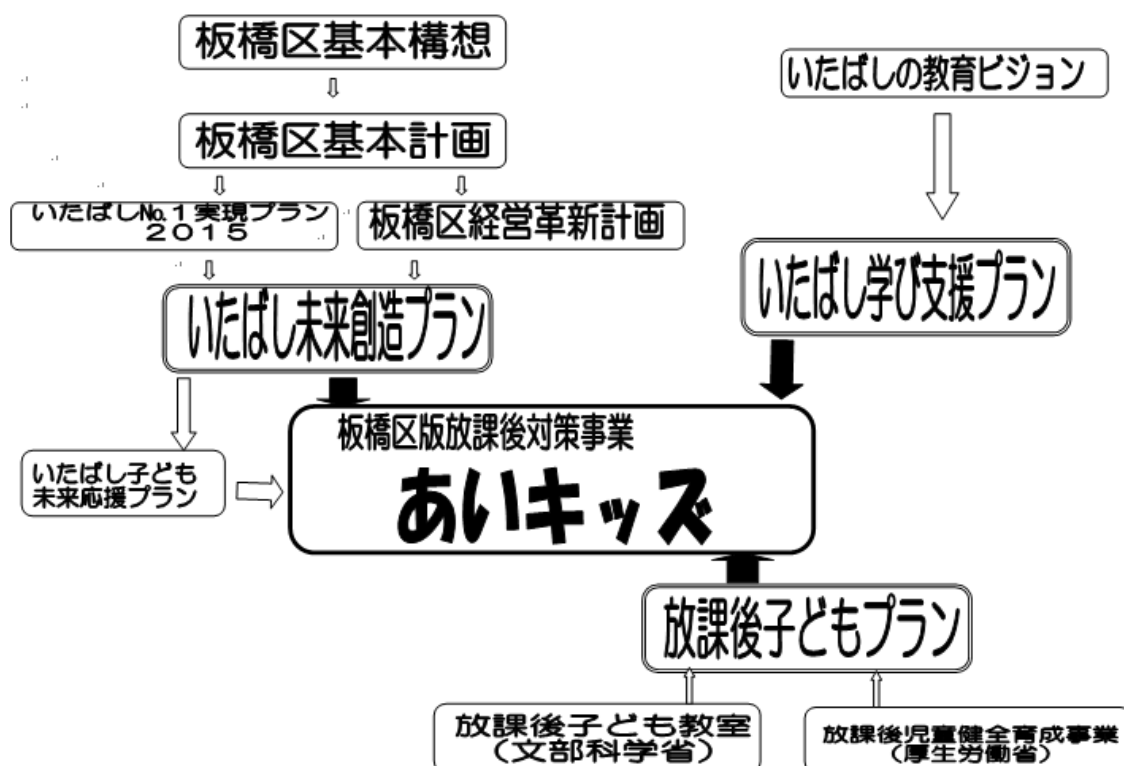
平成25年1月に、自助・共助・公助の連携によるまちづくりを進め、未来の板橋区を創造していくために両プランを一つに束ね、「いたばし未来創造プラン」を策定しました。

その中で、あいキッズ事業は、「あたたかい人づくりナンバーワン」における「人づくり力UP」の重点事業として位置付けられています。

また、板橋区教育委員会では、子どもたちがいきいき学び、豊かな将来を築けるように「いたばしの教育ビジョン」を策定し、その施策の実現に向けた「いたばし学び支援プラン」では、あいキッズ事業を「地域人材による学校・家庭支援の促進」を行う重点項目と位置付けています。

平成25年度に、「あいキッズ事業」は33校の小学校において実施し、児童の放課後に安心・安全な居場所の提供をするとともに、遊び・文化・スポーツなどの体験活動を通じて児童の健全育成を図り、保護者が就労等している方への子育ての支援をおこなっています。

《位置付けのイメージ》



2 あいキッズ事業見直しの必要性

●現制度の課題について

(1) 運営プログラム上の課題

- ① 学童クラブ登録と一般登録の区分ごとにプログラムを組んでいるため、例えば一般登録で行われる工作教室に学童クラブ登録の児童が参加できないなど、参加時間や対象者がしばられて、児童が参加したくてもできないケースが生じています。
- ② 学童クラブ登録児童は、おやつの時間（16時ころ）が決められているため、遊んでいる途中で学童クラブ室に帰るなど一般登録児童と学童登録児童の交流時間に制約があります。
- ③ 学童クラブ登録と一般登録では、催し物や生活指導方法、保護者との関わり方などが異なるため、児童の育成方法が異なっています。

(2) 活動拠点上の課題

- ① あいキッズの室内拠点を対象者の区分で分けて、同じプログラムを別々に行っているため、児童間の交流が制約されています。
- ② 放課後に活用できる部屋が校内にあっても、児童の動線を分けているため、活動場所が制約されています。また、天候や学校行事などによっても制限される場合があります。

(3) 登録・参加上の課題

- ① 区分が2つあることで制度がわかりづらく、学童クラブ登録は手続きが煩雑になっています。
- ② 就労の要件を満たす児童が延長利用の対象となり、地域活動等に参加する保護者のニーズに応えられていません。

●課題を解消する見直しの方策

- (1) 「一般登録」と「学童クラブ登録」の区分を一体化し、午後5時までの時間帯（レギュラータイム）は、すべての子どもが様々な活動ができるようにします。
- (2) 放課後の活動場所を、①体を動かす場所、②体験・交流の場所、③落ち着いて過ごせる場所の目的別3拠点到整理し、天候や学校行事に配慮しながら、必要な活動拠点を確保します。

●見直しにより期待できる効果

(1) 子どもたちにとっての成果

- ① 遊び相手が制限されません。
- ② 遊ぶ場所が確保されます。

③ 遊ぶ時間が午後5時まで制約されません。

(2) 保護者にとっての成果

① 制度がわかりやすく、手続きが簡素化され、かつ、経済的に負担が軽減されます。

(現行4,800円の利用料が、新しい制度では、午後6時までの利用は2,700円に軽減されます。)

② 今までの制度では保護者の就労などを学童クラブの利用要件としてきましたが、新しい制度では、保護者の就労などに加え、社会貢献活動などで放課後保護者が家庭に不在の児童は誰でも午後5時以降の利用ができ、子育てとの両立がしやすい環境となります。

③ 新制度の活動場所は「体をおもいきり動かせる場所」・「様々な体験・交流ができる室内」・「落ち着いて過ごすことができる室内」があり、子どもが選べることができるため、安心して子どもをあいキッズに参加させられます。

(3) 制度全般の成果

① 待機児童問題について、潜在的待機児童を含めて解消してまいります。

② 学校施設を柔軟に活用することで、バリエーションが広がり期待に応えられるプログラムが活動の内容に応じた場所での展開でき、安全性が高まります。

3 新制度のねらい

「いたばし学び支援プラン第2期」において、板橋区教育委員会が考える「目指す子ども像」は、次のとおりです。

- ① 心身ともに健康で思いやりのある人
- ② 自分の意見を持ち、伝え、他人の意見も聞く姿勢を持つ人
- ③ 規範意識を身につけ、自ら考え、判断し、行動することのできる自立した人
- ④ 基礎学力の修得とその活用により、ものごとの本質を考えられる人

あいキッズでは、教育委員会が「目指す子ども像」を実現するために、子どもの成長や教育を一義的には家庭で行うものの、放課後の子どもたちにおいては、その子どもの学齢期に応じた方法で取り組みます。小学校の教育活動とあいキッズの放課後事業とが、車の両輪のように同じ方向へ向かうことで、子どもたちの育ちについて、相乗効果が期待できます。

●あいキッズの育成方針

あいキッズでは、小学生の学齢期を人格の飛躍的な成長期と考え、特に次の3つの成長に重点を置いています。

①自主性・自立性

規範意識と判断力を育て、自分の考えを表現し、行動ができる。

②社会性・協調性

他者へ対し集団の中で、意思表示やの意見の交換などを行え、また思いやることができる。
自分の学校や地域への帰属意識を持たせ、将来、地域を支える人材となる。

③心身の健康的な成長

元気で活発に体を動かし、心身ともに健やかに成長・発達を促す。

●あいキッズの視点

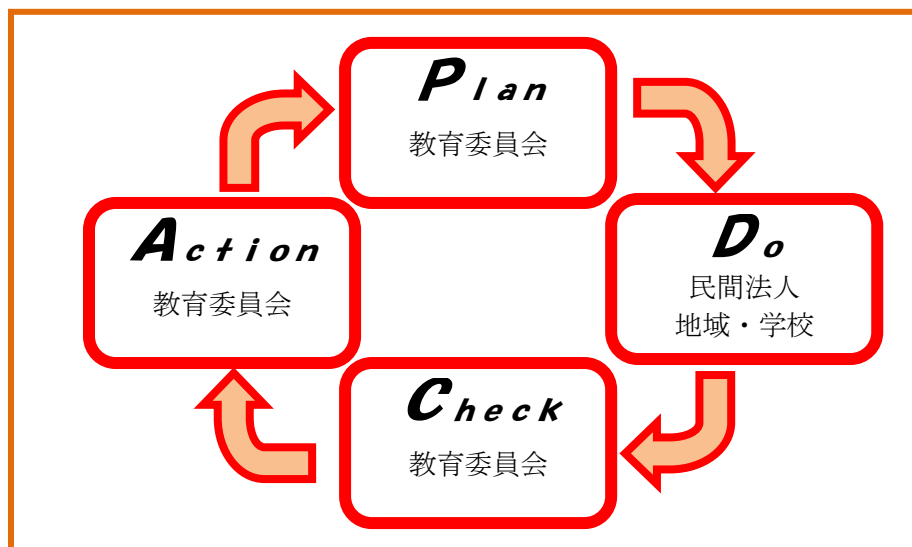
こうした健全な育成を図るために、次の3つの視点を持って、あいキッズ事業を実施します。

- ① 放課後の安心・安全な居場所の実現
- ② 放課後の活動を通じた健全育成プログラムの実施
- ③ 就労等による留守家庭の支援

●あいキッズの実施主体

また、あいキッズの実施主体は、次のとおりです。子どもたちと毎日接するのは、委託をした民間法人（社会福祉法人、NPO、株式会社など）ですが、学校や地域などの他の実施主体も直接または間接的なポジションから子どもたちの成長に関わり、それを教育委員会が統括する形をとっています。

- ① **教育委員会**・・・運営方針を定め、運営のための環境を整えます。また、巡回・評価・指導を行って、運営の質の維持・向上を図ります。
- ② **民間法人**・・・日々の運営主体として、子どもたちに直接関わり、子どもたちの安全管理と健全育成に努めます。区がこれまで培ってきたノウハウに加えて、民間の持つ特性を發揮し、また、多様な主体の参入により事業全体の幅も広がります。
- ③ **地 域**・・・「地域の子どもは地域が育てる」といういたばし学び支援プランの理念に基づき、子どもたちの育ちを支えます。地域には町会・自治会のほか、児童館や図書館も含みます。
- ④ **学 校**・・・地域コミュニティの基盤として、多様な人材と情報が集まる場所であり、防災防犯機能を備えた安全な場所です。また、学校と共通の認識のもとにあいキッズを展開することで、子どもたちへの一貫した育成が実現します。



●健全育成の3つの視点

(1) 安全な放課後の居場所

平成23年度に実施した「あいキッズ」アンケートにおいて、「あいキッズの良さ」の質問に対して、「安全・安心」(27.4%)が最も高く、同じく安心につながる「メール配信」(16.0%)と合計すると43.4%でした。また、「あいキッズに期待すること」の質問に対して、「安全」が39.1%であり、「安全な居場所」が最も期待されているものであります。

このことから「あいキッズ事業」は子ども達の放課後の居場所として安心・安全な場所であることが評価をされているものです。

① 学校内で実施

授業終了後、学校から直接あいキッズへ行くため、移動中に交通事故や不審者に遭遇するといった危険を回避します。また、施設数の多い学校で実施するため、予想を上回る参加者がいたときに、拠点以外の教室を活用したり、雨天で校庭が使えないときに体育館などを使ったりして、放課後の活動を安定的に運営できます。

② 指導員を配置

区で定めた配置基準を満たす指導員数を施設に配置します。また、施設ごとに責任者(長)を配置し、拠点ごとにリーダーとして有資格者を置いて、組織的に子どもたちに対応します。

拠点にいる指導員が、参加中の子どもたち全員に目を行き届かせて事故を未然に防止し、万が一の事故や怪我の発生時には迅速な応急手当てなどを行い、病院への受診が必要と判断された際は、保護者と連絡を取りながら児童対応を行っていきます。

③ 緊急時などの対応

雷雨や火災など災害が発生したときは、校内に一時避難をして安全管理をします。災害が落ち着いたときには下校をします。

不審者が捜索中などの場合には、お迎えをお願いすることがあります。また、大震災の際は、家族に引き渡すまで、学校内の安全な場所でまとまって留め置きます。

(2) 健全育成

前掲の「あいキッズ」アンケートにおいて、「充実して欲しいプログラム」の質問に対して、「スポーツ活動」(25.8%)のほか、「室内活動」(22.8%)、「学習指導」(18.8%)、「イベント」(18.6%)などニーズは多様でした。あいキッズでは、多様なニーズに応えるプログラムを展開し、子ども同士が活動を通じて交流しあえるように、時間と場所を確保していきます。

① 多様なプログラムを展開

屋外でのボール遊びや室内での学習など、自分で放課後の過ごし方を選ぶことができることで、充実感を得て、参加意欲につながります。また、体をおもいっきり使った遊びでは、体力づくりや健康づくりにつながり、心身のバランスのとれた発育・発達を促します。

また、日々の活動に加え、サッカー教室や工作教室などの体験活動を企画します。子どもたちが様々な活動を経験することで、興味や関心が高まり、想像力や向上心など豊かな人間性を育みます。

② ルールの下での活動

あいキッズは学校内で実施するので、日中の学校と同じルールの下で活動を行います。立ち入ってはいけない場所、触れてはいけない設備など、リラックスした放課後の時間でもルールは守るという規範意識を持たせます。

なお参加カードの入退室チェックなどあいキッズ独自のルールもあります。また、多くの子どもたちが参加するので、場所や遊具など遊びながら、他の子どもたちと調整をし、集団意識や社会性を育みます。

③ 異学年・サポーターとの交流

異学年など多くの子どもたちと触れ合うことで、他者の言葉にも耳を傾け理解し、色々な考え方を学びます。また、集団意識を持ち、思いやりや役割などが身に付きます。

そして、地域からの協力者であるサポーターから将棋や日本舞踊などを習うことで、多様な楽しみを感じるとともに、地域の方と顔なじみとなり、地域社会の一員という意識が芽生えます。

④ イベント・催し物の実施

他の子どもたちを祝う誕生祝いの会を開催などで他者への思いやる気持ちや感謝の気持ちを育み、感受性や幸福感が豊かになります。あわせて季節行事をおこなうことで日本の四季を感じたりします。

また、イベントに参加することは、準備や当日の運営に関わることで、達成感や自己実現を感じ、生活の充実感など健全な心を育みます。

(3) 家庭支援

児童福祉法が改正により、放課後児童健全育成事業の対象が、おおむね10歳未満の児童から全児童に拡大となりました。

そこで板橋区では、より多くの留守家庭を支援できる環境を整える取組みとして、小学生の放課後の居場所をあいキッズを中心におこなっております。

待機児童を発生しないため、板橋区でできる、総合的で効率的な実施体制を整備してまいります。

① 居場所について

放課後の時間（午後5時まで）は、定員を設けずに誰でも参加できることで、潜在的待機児童も含めて、待機児童ゼロを実現します。

さらにオプションタイム（＝P11参照）利用のお子さんは、最長で午後7時までの夜間延長利用、また、三季休業日等の一日利用の日は、午前8時からの早朝利用ができます。

② 生活習慣指導

次のような生活習慣を身につける指導を行います。

- ・ 入室時には「こんにちは」と声をかけあうなど、挨拶をする習慣を身につけます。
- ・ 入室時には必ず名前カードをカードリーダーに通すことや、トイレなどに行く時は指導員に声をかけるなど集団生活のルールを身につけます。
- ・ 入室したらまず学習習慣を醸成するために、宿題などができる自主学習の場を提供します。
- ・ 遊具で遊んだら片づける、ちらかしたらきれいにするなど整理整頓のルールを身につけます。
- ・ 帰宅時には30分ごとに時間の呼びかけをして、時間の自己管理ができるよう喚起します。1年生の1学期とオプションタイム利用児童の1～2年生は、万が一、遊びに夢中になって時間を忘れるようなことがあったときは、入室時提出のカードの残りを確認して個別に声かけをします。

③ 家庭の育成を支援

怪我、健康状況や気になることを「連絡票」で保護者の方にお知らせします。また、家庭でも気になることがあったら、「連絡票」でお知らせください。お迎えの際に相談もできますし、希望により個別面談をすることもできます。子育てをする保護者の方の不安や孤立感を解消します。

また、保護者会を開催して、指導員と保護者とのコミュニケーションを図ったり、「おたより」を月1回発行して、あいキッズでの活動の様子や行事予定などをお知らせします。

④ メール配信による安心

入退室時のカードチェックした際に、保護者の方の携帯電話などにその情報をメールで自動送信します。

⑤ オプションタイムの付加機能

オプションタイムは有料ですが、延長時間の料金をお支払いいただくことで、上記に加えてさらに、次の機能があります。これにより、さらに安心して就労や社会貢献活動ができます。

- ・ 出欠管理（無断欠席時の所在確認）・・・あらかじめ出席予定日を提出いただくことで、万が一、連絡が無く出席しないときは、学校や家庭に確認の連絡をします。
- ・ 帰宅時間管理・・・帰宅時間の声かけに気付かない場合には、個別に声かけをします。また、予定時刻前に帰らないように配慮します。
- ・ おやつ提供・・・オプションタイムの時間に、おやつを提供します（午後5時を予定）。そのためにキッチンなど設備を設置します。

●あいキッズを支える指導員

こうした、安全な居場所・健全育成・家庭支援を実現する指導員は、次の役割を担っています。子どもたちにとって、保護者や先生に次いで頼れる存在になるよう努めます。

- ① 子どもたちの入室時には、「こんにちは」とあいさつをし、暖かく迎えます。
- ② プログラムを進行し、時間管理を行います。
- ③ 子どもたちの活動を見守り、また、時には中に入っていっしょに遊びます。
- ④ 片づけや清掃などの生活指導を行います。
- ⑤ 体調変化や感情の高揚を把握し、クールダウンなど情緒の安定を図ります。また、怪我などの手当てを行い、状況により学校と連携し、さらに病院に連れて行ったりし、保護者に連絡をします。

●あいキッズの質を維持する仕組み

あいキッズ事業が将来にわたって質を維持し、社会情勢の変化に柔軟に対応できる恒久的な制度とするために、次の取り組みを行います。

（1）法人指導

配置する指導員の資格や人数に客観的な基準を設け、その基準を維持していくように確認します。また、法人の運営内容を毎年評価し、状況により改善指導を行います。

（2）人材育成

教育委員会の担当職員（エリアマネージャー）が定期的に巡回し、安全配慮や生活指導が適切か確認します。区が求めるものと異なる場合には、法人を指導して現場の改善を図ります。

また、法人の研修に区職員を講師として派遣するとともに、法人といっしょにケーススタディなどの研修を行って、現場職員のスキルアップを支援します。

4 事業（案）

新あいキッズ事業（案）では、午後5時までをすべての児童の共通の時間（レギュラータイム）とし、校庭や室内などの拠点において無料で過ごすことができます。

また、低学年の就労家庭等を対象に延長時間等に有料で対応する時間（オプションタイム）を設けています。

●レギュラータイム

（1）対象者

原則として、在校児童全員（当該実施校に通学する1～6年生）が対象です。また、他校の特別支援学級児童、当該小学校区域内に居住する私立・国立・特別支援学校・その他各種学校に通学する1～6年生も対象とします。

（2）実施日

月～金曜日

※ 三季休業日（夏休み、冬休み、春休み）、学校休業日（開校記念日・都民の日・運動会などの振替休日）も実施します。

※ 土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

（3）実施時間

授業終了後～午後5時（冬期は午後4時30分まで）

※ 学校休業日は午前8時30分から実施します。

（4）定員

原則として、設けません。

ただし、心身に障がいをもつ児童（特別支援学級（知的障がい、情緒、聴覚、言語）の児童）については、支援の必要性の判定を行い、受入枠内で6年生まで受け入れます。

（5）利用料

無料です。

（6）活動拠点

原則として、学校内に次の3つの拠点を設けます。

- ① 体をおもいっきり動かせる場所（校庭等）
- ② 様々な体験・交流ができる室内
- ③ 落ち着いて過ごすことのできる室内

（7）参加確認

- ① 児童の入室や退室時には、児童自身が「氏名カード」（QRコード付個人カード）をシステムでチェックして、データ管理をします。（「名前カード」は、あいキッズで管理します。）また、その参加状況について、保護者の携帯電話などにメールを自動配信します。
- ② 1年生全員を対象に1学期に参加カードを使用し、帰宅時間の管理を行います。参加カードには、出席日、帰宅時間等を記載します。

●オプションタイム

(1) 対象者

レギュラータイムの対象者のうち、1～3年生の児童（就労など事情がある家庭を原則とします。）

(2) 利用料

A 午後5時～6時 月額 ¥2,700

（育成料1,200円＋おやつ代1,500円）

B 午後5時～7時 月額 ¥3,900

（育成料2,400円＋おやつ代1,500円）

(3) おやつ

あり（午後5時の提供を基本とします。）

(4) 参加確認

1～2年生の児童に対し、予定外欠席時の連絡及び帰宅時間の管理を行います。

※オプションタイムの詳しい付加機能は、P14を参照してください。

5 条例の骨子について（案）

（仮称）板橋区あいキッズ条例

● 目的

板橋区立小学校において、児童の安心・安全な放課後等の居場所の確保を図るとともに、遊び、学び、スポーツ、交流活動等の様々な体験や取り組みを通じて、児童の社会性および自主性等の豊かな人間性を養うことを目的とします。

● 事業

- ・ 放課後等における児童の安心・安全な居場所の確保をし、様々な体験・交流・学習活動の機会を提供する事業を行います。
- ・ 放課後等の時間に、家庭において、保護者の保護が受けられない児童等に適切な遊びおよび居場所の提供と健全な育成を図る事業を行います。

● 実施場所

平成 26 年度から、あいキッズを新規に実施する区立小学校など

● 休業日

休業日について…土曜・日曜、祝日、12 月 29 日から 31 日、1 月 2 日・3 日

● 実施時間

- ・ 学校運営日…授業終了後から 19 時
- ・ 学校休業日…8 時～19 時

● 利用対象者

- ・ レギュラータイム（学校運営日は、授業終了後から 17 時、学校休業日は 8 時 30 分から 17 時）を利用できる児童は、あいキッズ実施校に在籍している全児童です。
- ・ オプションタイム（17 時から 19 時と学校休業日の 8 時から 8 時 30 分）を利用できる児童は、保護者の就労などにより、家庭において放課後等に適切な保護を受けることができない児童が利用できます。
- ・ 教育委員会が特に必要があると認める児童は、利用することができます

● 利用の手続き

- ・ あいキッズを利用する児童の保護者は、あらかじめ教育委員会に利用申請書の申込みをしなければなりません。
- ・ オプションタイムを利用する児童の保護者は、あらかじめ教育委員会にオプションタイムの利用申請を行い、承認を受けなければなりません。

● 利用の不承認

- ・ 児童が疫病その他の事由により集団生活に適さないと認められるとき。
- ・ 教育委員会が特に利用を不相当であると認めたとき。

● 利用承認の取消し

偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたことが判明したとき。

● 利用の停止

- ・児童が、学校保健安全法第 19 条（感染症にかかっているときなど）による出席停止となったとき。
- ・児童が、学校保健安全法第 20 条の規定による臨時休業措置の対象となった小学校または学級の児童であるとき。

● 利用料

あいキッズを利用する児童の保護者は、利用時間に応じ、定める利用料を納付しなければならない。

オプションタイム

- ・オプション A 17 時～18 時…2,700 円
- ・オプション B 17 時～19 時…3,900 円

上記金額には、おやつ代、夏季・冬季・春季などの休業期間の 8 時～8 時 30 分の利用料を含む。

● 利用料の減免

利用料は規則で定めるところにより減額または免除することができる。

● 利用料の不還付

既納の利用料は、還付しません。ただし、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

● 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

6 レギュラータイムとオプションタイムの違い

主な概要	レギュラータイム	オプションタイム
対象者	全児童（1～6年生）	放課後に保護者が家庭を不在にする事由のある1～3年生対象（特別な支援を必要とする児童は利用要件が異なります）
利用料	<p><無料></p> <p>*区の夕焼けチャイムに連動した利用時間となります。</p> <p>（3～9月）授業終了後～17時</p> <p>（10～2月）授業終了後～16時30分</p>	<p><有料（月額）></p> <p>オプションA 17時～18時…2,700円</p> <p>オプションB 17時～19時…3,900円</p> <p>※おやつ代、夏季・冬季・春季などの三季休業日・その他振替休業日（土・日以外）期間の8時～8時30分の利用料を含む</p>
出欠確認	入室・退室時に名前カードを児童自身がシステムにかざして参加状況を管理します。また、入室・退室の状況を、登録された保護者に電子メールを配信します。	<p>入室・退室時に名前カードを児童自身がシステムにかざして参加状況を管理します。また、入室・退室の状況を、登録された保護者に電子メールを配信します。</p> <p>1～2年生を対象に参加カードを使用し、保護者から事前に月ごとに一週間の帰宅時間を記入した表を提出してもらい、出欠確認の管理を行います。万が一、連絡が無く出席しないときは、学校や家庭に確認の連絡をします。</p>
帰宅時間管理	1年生（原則1学期）は参加カードで、職員が30分ごとに帰宅時間の管理、呼びかけを行います。参加カードが残っていた場合には、個別に呼びかけを行います。	帰宅時間の管理を行います。帰宅時間の声かけに気付かない場合は個別に声かけをします。また、予定時間前に帰らないように配慮します。
おやつ	なし	おやつタイムがあります。17時を予定（アレルギーのある児童については個別に対応します）

7 あいキッズ事業 新旧対比表

主な概要	新 制 度	現 制 度
区分・利用料	<p>利用時間帯による区分分けを行います。</p> <p><レギュラータイム…無料> 3～9月…授業終了後～17時 10～2月…授業終了後～16時30分</p> <p><オプションタイム…有料（月額）> オプションA 17時～18時…2,700円 オプションB 17時～19時…3,900円</p> <p>※おやつ代、夏季・冬季・春季などの休業期間の8時～8時30分の利用料を含む。</p>	<p><一般登録…無料> 3～9月…授業終了後～17時 10～2月…授業終了後～16時30分</p> <p><学童登録児童…4,800円（月額）> ※おやつ代を含む</p>
早朝・夜間の延長時間を利用できる児童	<p>放課後に保護者が家庭を不在（就労や社会貢献活動など）にする事由のある小学1～3年生対象 （支援を必要とする児童は利用要件が異なります）</p>	<p>1～3年生対象（保護者の就労等が要件となります）</p>
出欠確認など	<p>入室・退室時に名前カードを児童自身がシステムにかざして参加状況を管理します。また、入室・退室の状況を、登録された保護者に電子メールを配信します。1年生の（原則1学期）は参加カードで、職員が30分ごとに帰宅時間の管理、呼びかけを行います。</p> <p>オプションタイムでは、1～2年生を対象に参加カードを使用し、出欠や帰宅時間の管理を行います。全学年で必要に応じ、連絡票を使った個別の対応を行います。</p>	<p>学童登録児童は個別に連絡帳などで帰宅時間の管理を行います。</p>
実施場所	<p>活動拠点として、目的別に以下の拠点を設けます。</p> <p>① 動的屋外・・・体をおもいっきり動かせる場所（校庭等）</p> <p>② 動的室内・・・様々な体験・交流ができる室内（現一般登録室、多目的室など）</p> <p>③ 静的室内・・・落ち着いて過ごすことのできる室内（現学童室など）</p> <p>※ ①は学校と共用とし、②は専用室もしくは学校と共用とします。③は専用室とし、事務室を兼ねます。</p> <p>※ 雨天や学校行事で通常の利用できない場合は、別の活動拠点を学校と事前に調整します。</p>	<p>①②共通 校庭</p> <p>①学童クラブ登録 あいキッズ学童クラブ室 （学童のみ）</p> <p>②一般登録 あいキッズ一般登録室</p>

主な概要	新 制 度	現 制 度
利用料の減免など	減免規定あり 還付規定あり	減免規定あり (3,600円、0円) 還付規定あり
要支援児対応	<p><対象> 特別支援学級（知的障がい・情緒・聴覚・言語）の児童</p> <p><加配> 児童3名につき、指導員を1名加配</p> <p><受入枠> 特別支援学級のある学校は6名、その他は3名を原則とする</p> <p><近隣調整> 拠点校等で枠を超えた児童（高学年など）で学区域に在住する児童を第二希望として受け入れる。受入枠は3名とする。</p> <p><対象以外の支援を要する児童> 見守りが必要な児童は、参加時に付き添いを依頼</p>	<p>①学童クラブ登録</p> <p><対象> 要支援の判定を受けた児童</p> <p><加配> 児童3名につき、指導員を1名加配</p> <p><受入枠> 特別支援学級のある学校は5名、その他は3名を原則とする</p> <p><近隣調整> 第一希望の学童クラブの枠を超えた児童（高学年など）を第二希望として受け入れる。受入枠は3名とする。</p> <p>※あいキッズ事業運営で支障の無い範囲で受入枠を設定する</p> <p>②一般登録</p> <p>見守りが必要な児童は、参加時に付き添いを依頼</p>
配置職員の資格要件	<p>常勤は免許資格者とする。</p> <p>非常勤は免許資格者または経験資格者とする。</p> <p>プレイングパートナーは資格を問わない。</p> <p>拠点ごとに常勤または非常勤をリーダーにプレイングパートナーを補助として複数配置する。</p>	<p>常勤は免許資格者とする。</p> <p>非常勤及びプレイングパートナーは資格を問わない。</p> <p>常勤及び非常勤は、学童クラブに、プレイングパートナーは、一般登録に配置する。</p>

8 今後の予定

10月5日～18日	パブリックコメント募集
11月下旬	パブリックコメントについての区の考え方を公表
12月	あいキッズ条例制定
12月 ～平成26年1月	新制度あいキッズ実施校 第二回保護者説明会 (予定) *利用に向けてのご案内を中心に開催。
2～3月	新制度あいキッズ利用者の申込書配付と受付 *詳細な日時については、今後HPや対象校の保護者に向けてプリントを配付する予定です。 *申込書などのあいキッズ利用登録にあたっての書式一式は、該当小学校を経由しての配付、各あいきっず、HPからのダウンロードが可能な予定です。 *オプションタイム利用予定の方で4月1日から利用希望の方は、受付締切日にご注意ください。(2月末日予定)
4月1日	新制度によるあいキッズ開始校

【平成26年度開始校】

志村小・志村第四小・舟渡小・若木小・板橋第六小・板橋第七小・赤塚新町小
北野小・下赤塚小・三園小・高島第五小

【平成27年度実施校】

(新規実施校)

志村第二小・志村第五小・前野小・富士見台小・緑小・蓮根小・金沢小
上板橋第四小・成増小・成増ヶ丘小

(現あいキッズ実施校)

志村第一小・志村第三小・志村第六小・中台小・新河岸小・蓮根第二小
志村坂下小・北前野小・板橋第一小・板橋第二小・板橋第四小・板橋第五小
板橋第八小・板橋第九小・板橋第十小・中根橋小・加賀小・上板橋小・上板橋第二小
常盤台小・桜川小・弥生小・大谷口小・向原小・赤塚小・紅梅小・徳丸小
高島第一小・高島第二小・高島第三小・高島第六小